

昭和 100 年記念式典実施要領

令和 7 年 11 月 28 日

1. 目 的

令和 8 年に昭和元年から起算して満 100 年を迎えることを記念し、激動と復興の昭和の時代を顧み、将来に思いを致す機会となるよう、下記により、昭和 100 年記念式典を挙げる。

2. 主 催

政 府

3. 名 称

昭和 100 年記念式典

4. 日 時

令和 8 年 4 月 29 日(水)14 時 00 分から

5. 場 所

日本武道館（東京）

6. 参列者

各界代表等の参列を得て挙げる。

(参列者の範囲)

衆・参両院議長、衆・参国会議員、国务大臣、最高裁判所長官・判事、地方団体代表、各府省、民間各界代表 等

7. 費 用

全額国庫で負担する。

8. 実施体制

式の円滑な実施を図るため、式典委員長、式典副委員長、式典委員及び式典幹事を置く。

式典委員長は、内閣総理大臣とし、式典副委員長、式典委員及び式典幹事は、内閣総理大臣が委嘱する。

9. 式次第

- ・ 開式の辞
- ・ 国歌斉唱
- ・ 内閣総理大臣式辞
- ・ 挨拶（衆・参両院議長、最高裁判所長官）
- ・ 演奏
- ・ 閉式の辞